

令和6年度

長崎市の 中小企業経営支援

問合せ先：①産業雇用政策課（095-829-1313）
②新産業推進課（095-829-1273）
③商業振興課（095-829-1150）

地場産業の経営力強化

～ 課題解決のための総合相談窓口 ～

中小企業サポート活動

(1) 海洋ものづくりコーディネーター（民間企業OB）

商品開発や販路拡大等、海洋ものづくり関連の様々な課題解決に向けた助言、支援制度の紹介、関係支援機関・大学等の斡旋、企業間のマッチングの支援を行います。

(2) 情報環境関連コーディネーター（公的機関OB）

市内企業のIT化の取組みをはじめ、ICT・IoT、RPAなどデータ活用による生産性向上の取組みの推進、情報・環境関連の様々な問題の把握と、その解決に向けた相談、助言、支援メニューの紹介、企業間のマッチングの支援を行います。

(3) 金融相談員（金融機関OB）

長崎市の融資制度の相談を、専門の金融相談員が行います。

問合せ先：②

相談・指導は無料です

問合せ先：②



問合せ先：③

～ 目的に応じた9種類の融資制度 ～

長崎市の融資制度

問合せ先：③

- (1) 一般資金 小企業振興資金、経営安定資金、短期資金
- (2) 緊急資金 災害復旧等支援資金、連鎖倒産防止資金
- (3) 政策資金 創業資金、工コ資金、いきいき企業者支援資金
いきいき労働環境整備資金



※詳細は、融資制度のパンフレットをご参照下さい。

～ 事業所を新設・増設・移設する際の奨励制度 ～

企業立地奨励制度

問合せ先：②

(1) 奨励金の種類

- ① 施設等整備奨励金 ② 建物等賃借奨励金 ③ 雇用奨励金

(2) 対象となる業種

- ① 造船・自動車等の輸送用機械関連産業
- ② 産業用機械、新エネルギー・環境関連産業
- ③ 情報通信関連産業
- ④ 食品関連産業
- ⑤ 医工連携関連産業
- ⑥ 陸上養殖業
- ⑦ 農業 その他



1企業につき
最大10億円

※操業日の30日前までに事前協議書の提出が必要です。
※設備投資額、新規雇用者数の指定要件がありますので、必ず事前にご相談下さい。

若者の地元就職促進

問合せ先：①

(1) 地元就職促進プロモーション（就活シェア）

事業概要：就職活動前の学生をターゲットに、長崎市で働き、暮らすことに関する情報をより効果的・効率的に届けるため、最新の就活事情や学生のニーズ・動向などを踏まえた魅力的かつ訴求力の高いプロモーションを実施します。

- ・Instagram、Twitterを活用した企業情報や長崎で働く魅力の発信
 - ・企業紹介ショート動画の配信
- ※その他詳細な内容は今後決定予定です。

若年者雇用促進事業
について



(2) 企業紹介サイトを活用した企業情報発信

事業概要：令和4年1月に新たに開設した長崎市企業紹介サイト「NAGASAKI WORK STYLE」にて、新卒採用に積極的な市内企業情報や長崎で働く・暮らす魅力など、地元就職の促進に資する情報を発信します。

※新規掲載を希望される企業様は、随時ご相談ください。

(3) メタバース型企業情報発信

事業概要：高校生や県内外の大学生を対象に、地元企業の情報発信（インターンシップや採用関連など）をメタバース空間を活用し実施します。

※詳細は決まり次第周知予定です。

(4) 新しい働き方モデル事業者伴走支援

事業概要：地元企業において、若者が魅力を感じる新しい働き方の導入を推進するため、伴走型で支援するとともに、若者向けに新しい働き方に取り組む企業を紹介・周知し、地元企業の魅力を発信します。

(5) 人材確保支援費補助金

事業概要：市内中小企業者などの人材確保を目的とした企業PR動画などの情報発信や、若者が魅力を感じる新しい働き方（以下、「新しい働き方の推進」という。）、採用コンサルティングの活用などに係る経費の一部を支援します。

対象事業者：次の要件をすべて満たす中小企業者等

- ① 市内に本社又は事業所を有すること
- ② 長崎県内就職応援サイト「Nなび」への企業情報の登録を行っていること
- ③ 市税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項の規定による営業許可の対象ではないこと

- 対象経費：① 企業PR動画や採用パンフレット（電子版含む）の制作費
② 企業説明会等（オンライン形式含む）への出展費、参加費、交通費及び宿泊費
③ テレワーク・リモートワーク、勤務間インターバル、フレックスタイム、週休3日制、副業、その他新しい働き方の制度構築に関する以下の費用
（1）コンサルティング費、就業規則又は労使協定の制定・改定、社内研修における謝礼金、コンサルタント・講師への交通費及び宿泊費
（2）ガイドブック（電子版含む）の制作
④ 採用コンサルティング事業

補助率：対象経費の1/2、補助金限度額20万円

注意事項：申請対象となる事業に着手（契約や申込等）する前にご申請ください

人材確保支援費補助金
について



申請期限：令和7年2月28日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。

 **多様な人材雇用促進**

問合せ先：①

(1) 女性活躍職場環境改善補助金

事業概要：長崎市で働く女性の就労促進及び活躍推進を図るため、女性従業員専用施設（トイレ、更衣室、休憩室等）の整備事業、女性管理職の積極的な登用又は女性管理職候補者の育成に関する事業、労務担当者又は従業員に対する女性の活躍推進に係る研修、周知及び啓発に関する事業などに係る経費の一部を支援します。

対象事業者：次の要件をすべて満たす中小企業者等

- ① 市内に本社又は事業所を有する者であること
- ② 市内の事業所（前条第1項第1号の事業を実施する場合は整備を行う事業所）において、雇用期間の定めのない正社員を10名以上雇用し、女性の正社員を採用している又は採用することが見込まれるものであること
- ③ 市税、事業税、消費税および地方消費税を滞納していないこと
- ④ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む者ではないこと

補助率：補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（千円未満切捨て）

※1 補助対象者につき50万円を限度とする

- 対象経費：① 報償費（外部専門家（社会保険労務士、経営コンサルタント等）への相談料、研修会等の講師謝礼金）
- ② 旅費（研修会等の講師派遣に係る旅費）
 - ③ 消耗品費（資格取得に係る教材費等）
 - ④ 印刷製本費（各種制度周知パンフレット、研修用資料等の印刷費）
 - ⑤ 役務費（資格取得に係る手数料（テキスト代を含む。）等）
 - ⑥ 使用料及び賃借料（研修会等に係る会場使用料等）
 - ⑦ 工事費（女性従業員専用施設の整備に係る工事費）
 - ⑧ 備品購入費（女性従業員専用施設の整備に伴う温水洗浄便座、更衣用ロッカー等の購入費）
 - ⑨ その他経費（女性のための職場環境改善に向けた取組に係る経費として必要と認めるもの）

注意事項：申請対象となる事業に着手（契約や申込等）する前にご申請ください。

申請期限：令和7年2月28日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。

多様な人材雇用促進事業
について



～ デジタル人材確保支援 ～

高度ITエンジニア確保支援補助金

新規

問合せ先：②



本市の産業における高度ITエンジニアの確保を支援し、IT産業をはじめとした産業全体の振興を図るため、職業紹介等を利用し、県外から高度ITエンジニアを採用した市内企業に対し、採用に要する経費の一部を補助します。

補助対象者	下記の要件を全て満たす市内事業者 ① 長崎市内に本店又は支店を置く中小企業者、組合等又は誘致企業。 ② 労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示していること ③ 国、県、市等が行う類似の補助制度の適用を受けていないこと
補助対象事業	中小企業者等が、令和6年3月1日から令和7年2月末日までに職業紹介等(有料職業紹介及びインターネットによる求人情報・求職者情報の提供をいう。)を利用する手法により、県外の高度ITエンジニア(募集要項参照)に従業員(正規雇用者(短時間労働者を除く。)、雇用保険被保険者及び本市内への転入者に限る。)として雇用する事業
補助率	対象経費の2分の1
限度額	50万円
補助対象経費	中小企業者等が雇用契約を行った際に発生する人材紹介手数料等及びその契約をするまでに発生した次に掲げる人材紹介手数料等(雇用契約の締結日前1年に当たる日から交付の申請日までの間に支払われたもので、補助対象者あたり1名のみを対象とする。) ア 有料職業紹介に係る手数料(第2種特別加入保険料に充てるべき手数料を除く) イ インターネットによる求人情報・求職者情報の提供に係るマッチング報酬や掲載料等
申請期限	令和7年2月28日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。

～ 再生可能エネルギー関連産業に係る人材育成支援 ～

海洋産業人材育成支援費補助金

新規

問合せ先：②



新たな雇用の創出及び産業振興を目的として、本市においてさらなる成長が見込まれる再生可能エネルギー関連産業に係る海洋産業人材の育成を推進するために、本市内で社員等に取得させる資格等または受講させる研修、訓練等に要する経費の一部を補助します。

補助対象者	本市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者
補助対象事業	令和7年2月末日までに完了する事業であって、再生可能エネルギー関連産業に係る海洋産業人材の育成を図るための社員等の本市内における資格等の取得または研修、訓練等の受講を支援する事業とする。 なお、次に掲げる事業を想定しています。 ① 風力発電事業の事業開発、風力発電設備等の建設工事またはメンテナンスに必要な資格等の取得または研修、訓練等の受講 ② 船舶を使用した実地の研修等の受講 ③ 海洋労働のための安全訓練または講習等の受講 ④ メーカーまたは認証団体等によるメンテナンスに係る認定の取得、訓練等の受講
補助率	対象経費の4分の1
限度額	1補助対象者につき100万円(1社員等につき20万円)
補助対象経費	消耗品費、教材費、受講費、研修費、その他経費(報償費、旅費及び備品購入費を除く)
申請期限	令和7年1月31日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。

 **ものづくり支援**

問合せ先：②

(1) 若年者等技能向上奨励事業


- ① 若年技能者を対象として、企業の人材育成への投資を喚起し、地場企業の競争力強化を図る奨励金を設けています。
 - ・事業の対象等：市内在住者、市内事業所に勤務するかた、市内高校・大学・専門学校等に在籍するかたなどが、技能五輪や技能グランプリなどに参加する場合
 - ・支給額：国際大会 30,000円（高校生15,000円）
全国大会 20,000円（高校生5,000円）
- ② 障害者の就労を支援するため、職業能力開発校に入校するかたへ奨励金を支給します。
 - ・事業の対象等：県外の国立または県立の障害者職業能力開発校に入校するかた
 - ・支給額：福岡 10,000円、鹿児島 20,000円、九州以外 30,000円

(1) について 



(2) 長崎地域造船造機技術研修事業

毎年4月・5月の2ヶ月間、新入社員等を対象に溶接等の基本技術研修を行っています。長崎地域造船造機技術研修センターへの申し込みが必要です。詳しくは、同センター事務局（長崎県造船協同組合内 095-822-2483）へおたずねを。

(2)(3) について 




(3) 経営力強化支援事業・競争力強化支援事業

経営管理・営業力の向上のためのセミナーや生産現場のカイゼン推進のため、「現場力向上塾」などの人材育成を長崎工業会が行っています。事前に申し込みが必要です。詳しくは、同会事務局（長崎商工会議所内 095-822-0111）へおたずねを。

 **ものづくり成長分野集積促進費補助金**

新規

問合せ先：②

ものづくり成長分野集積促進補助金について 



物価高騰など厳しい事業環境に直面する市内ものづくり企業（製造業、機械設計業、設備工業）の売上拡大や収益拡大に向けた新事業展開、事業拡大、生産性向上の取組みに要する経費（設備投資を含む）の一部を補助します。

補助対象者	下記の要件を全て満たす市内事業者 ① 長崎市内に本店又は工場を有し、かつ、1年以上同一事業を行っていること ② 製造業、機械設計業、設備工業を営んでいること ③ 洋上風力、水素・アンモニア、船舶、航空機分野の取組みであること
補助対象事業	下記の①～③に該当する市内の事業所等において実施される事業 ① 新事業展開支援事業 ② 事業拡大支援事業 ③ 生産性向上支援事業
補助率	対象経費の3分の2
限度額	300万円
補助対象経費	旅費、謝礼金、受講料、会場借上料、消耗品費、機械設備費など（※30万円以上）、使用料、委託料、役員費、共同研究費
対象期間	令和7年1月末（やむを得ない事情がある場合は令和7年2月末）
選考方法	交付決定については、審査を行ったのち、随時採択決定をします。
申請期限	令和6年7月31日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。

 **リーディング企業成長支援費補助金**

新規

問合せ先：②



物価高騰など厳しい事業環境に直面する市内ものづくり企業（製造業、機械設計業、設備工事業）の売上拡大や収益拡大に向けた新事業展開、事業拡大、生産性向上の取組みに要する経費（設備投資を含む）の一部を補助します。

補助対象者	下記の要件を全て満たす市内事業者 ① 長崎市内に本店又は工場を有し、かつ、1年以上同一事業を行っていること ② 製造業、機械設計業、設備工事業を営んでいること ③ 洋上風力、水素・アンモニア、船舶、航空機分野の取組みであること ④ 「リーディング企業」であること、「地域未来牽引企業」であること又は「地域経済牽引事業計画」について長崎県から承認を受けた事業者 ⑤ 自社の成長に向けた経営計画であると認められる事業者であり、かつ、事業完了3年以内に一定の地元調達の見込めること ⑥ 長崎市企業立地奨励金を受ける予定がないこと																					
補助対象事業	下記の①～③に該当する市内の事業所等において実施される事業 ① 事業拡大支援事業 ② 生産性向上支援事業 ③ 新製品・新サービス開発支援事業																					
補助率	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 事業拡大(設備投資)</td> <td>投下固定資産額(土地を除く)の10%以内</td> </tr> <tr> <td>② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発</td> <td>補助対象経費の3分の2以内</td> </tr> </table>			① 事業拡大(設備投資)	投下固定資産額(土地を除く)の10%以内	② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発	補助対象経費の3分の2以内															
① 事業拡大(設備投資)	投下固定資産額(土地を除く)の10%以内																					
② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発	補助対象経費の3分の2以内																					
限度額	<table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">区分</th> <th style="width: 35%;">事業完了後2年以内における新規正社員の増加人数</th> <th style="width: 35%;">補助限度額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6">① 事業拡大(設備投資)</td> <td>0人</td> <td>1,000万円</td> </tr> <tr> <td>1人～2人</td> <td>1,500万円</td> </tr> <tr> <td>3人～5人</td> <td>2,500万円</td> </tr> <tr> <td>6人～10人</td> <td>5,000万円</td> </tr> <tr> <td>11人～15人</td> <td>7,500万円</td> </tr> <tr> <td>16人以上</td> <td>1億円</td> </tr> <tr> <td>② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発</td> <td>—</td> <td>1,000万円</td> </tr> </tbody> </table>			区分	事業完了後2年以内における新規正社員の増加人数	補助限度額	① 事業拡大(設備投資)	0人	1,000万円	1人～2人	1,500万円	3人～5人	2,500万円	6人～10人	5,000万円	11人～15人	7,500万円	16人以上	1億円	② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発	—	1,000万円
区分	事業完了後2年以内における新規正社員の増加人数	補助限度額																				
① 事業拡大(設備投資)	0人	1,000万円																				
	1人～2人	1,500万円																				
	3人～5人	2,500万円																				
	6人～10人	5,000万円																				
	11人～15人	7,500万円																				
	16人以上	1億円																				
② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発	—	1,000万円																				
補助対象経費	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 30%;">① 事業拡大(設備投資)</td> <td>設備投資費(※30万円以上)</td> </tr> <tr> <td>② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発</td> <td>旅費、謝礼金、受講料、会場借上料、消耗品費、設備投資費(※30万円以上)、使用料、委託料、役務費、共同研究費</td> </tr> </table>			① 事業拡大(設備投資)	設備投資費(※30万円以上)	② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発	旅費、謝礼金、受講料、会場借上料、消耗品費、設備投資費(※30万円以上)、使用料、委託料、役務費、共同研究費															
① 事業拡大(設備投資)	設備投資費(※30万円以上)																					
② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発	旅費、謝礼金、受講料、会場借上料、消耗品費、設備投資費(※30万円以上)、使用料、委託料、役務費、共同研究費																					
対象期間	令和7年1月末																					
選考方法	交付決定については、有識者等による審査を行い、随時採択決定をします。																					
申請期限	令和6年7月31日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。																					

 **リーディング企業創出支援費補助金**

新規

問合せ先：②



物価高騰など厳しい事業環境に直面する市内ものづくり企業（製造業、機械設計業、設備工事業）の売上拡大や収益拡大に向けた新事業展開、事業拡大、生産性向上の取組みに要する経費（設備投資を含む）の一部を補助します。

補助対象者	下記の要件を全て満たす市内事業者 ① 長崎市内に本店又は工場を有し、かつ、一年以上同一事業を行っていること ② 製造業、機械設計業、設備工事業を営んでいること ③ 洋上風力、水素・アンモニア、船舶、航空機分野の取組みであること ④ 「次期リーディング企業」であること ⑤ 自社の成長に向けた経営計画であると認められる事業者であり、かつ、事業完了3年以内に一定の地元調達の拡大が見込めること ⑥ 長崎市企業立地奨励金を受ける予定がないこと	
補助対象事業	下記の①～③に該当する市内の事業所等において実施される事業 ① 事業拡大支援事業 ② 生産性向上支援事業 ③ 新製品・新サービス開発支援事業	
補助率	① 事業拡大(設備投資) ② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発	投下固定資産額(土地を除く)の10%以内 補助対象経費の3分の2以内
限度額	① 事業拡大(設備投資) ② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発	1,000万円 500万円
補助対象経費	① 事業拡大(設備投資) ② 生産性向上 ③ 新製品・サービス開発	設備投資費(※30万円以上) 旅費、謝礼金、受講料、会場借上料、消耗品費、設備投資費(※30万円以上)、使用料、委託料、役務費、共同研究費
対象期間	令和7年1月末	
選考方法	交付決定については、有識者等による審査を行い、随時採択決定をします。	
申請期限	令和6年7月31日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。	

～ 認証制度で販路開拓を支援 ～

長崎市製品・技術「優れモノ」認証制度

問合せ先：②



- (1) 新規性や市場性がある優れた製品・技術を市長が「優れモノ」として認証し、市内外への情報発信や PR等を支援します。
認証を受けた製品について、パンフレットへの掲載、融資制度の申込み、認証式でのプレスリリース、長崎市ホームページでの紹介などの特典が受けられます。
また、PR支援補助金により、産業見本市や展示会への出展、ホームページの作成・改修、パンフレットの作成などに要する経費の一部を補助します。
(補助率 1/2、上限 20 万円)
- (2) 認証した商品のうち、長崎市役所で使用が見込まれる商品については、「トライアルオーダー認定品」として長崎市が優先的に購入・賃借等を行うことで、販路開拓・拡大を支援します。

申請期限：令和 6 年 9 月 30 日

～ 事業承継支援 ～

事業承継の相談について

問合せ先：下記もしくは③

新規



(1) 長崎県事業承継・引継ぎ支援センター

長崎県事業承継・引継ぎ支援センターは、「国が設置した事業承継・事業引継ぎの相談所」です。専門スタッフが秘密厳守でご相談に対応し、相談料は無料となっております。あらゆる事業承継についてワンストップで相談できる公的支援機関です。

【活動内容】

- ・事業承継支援（親族・従業員・第三者）に関するご相談
- ・事業承継診断
- ・事業承継計画作成支援
- ・M&Aマッチング支援 など

【問い合わせはこちら】

長崎商工会議所
長崎県事業承継・引継ぎ支援センター
☎095-895-7080にご相談ください。



全国の事業承継・引継ぎ支援事例（親族承継・従業員承継・第三者承継）は、こちらをご覧ください。

※長崎市事業承継支援補助金は、令和 5 年度で終了しました。

新しい企業・新しい産業の創出

～ 広報活動や新事業への取り組みを支援 ～

産学連携・創業支援

問合せ先：②

大学連携型起業家育成施設「ながさき出島インキュベータ」 (D-FLAG) 入居者への支援

- ① 創業年数及び入居年数に応じ、賃貸延べ面積に応じ補助を行います。
- ② D-FLAGの入居者は、インキュベーションマネージャー（創業支援の専門家）による経営支援や、（独）中小企業基盤整備機構の中小企業支援策を活用した幅広い支援が受けられます。

「ながさき出島インキュベータ
(D-FLAG)」
〒850-0862 長崎市出島町1-43
TEL 095-811-6800 FAX 095-811-6801

産学連携・創業支援について



～ 新規事業創出への取り組みを支援 ～

新産業・起業チャレンジ促進事業

問合せ先：②

オープンイノベーション型新規事業創出プロジェクト推進費補助金

複数の企業や大学等と連携し、オープンイノベーション※の手法を活用して行う新規ビジネス創出の取り組みに対して、必要な経費を補助します。

※複数の主体による協働のもと、技術やアイデア、サービス、その他事業化のための資源を組み合わせ、革新的で新しい価値を創出する手法。



補助対象者	長崎市内に事務所又は事業所を有する民間事業者であって、下記の要件①・②を満たす者 ①次のア又はイの要件を満たすこと ア 民間事業者2者以上又は民間事業者2社以上及び大学等により構成されるグループで事業を実施するもの。 イ オープンイノベーションの活用に向けて協働する民間事業者とのマッチングを目的とした事業を実施すること。 ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に該当するものではないこと。
交付要件	・オープンイノベーションを活用した新たなビジネスモデルの創出に向けた取り組みであること ・マッチング事業の実施に係るもの ・補助金の交付の決定の日から実績報告の日までに実施した事業であること
補助率	通常枠 5分の4、重点分野促進枠 3分の2又は5分の4
限度額	通常枠 50万円、重点分野促進枠 200万円又は50万円
補助対象経費	報償費、消耗品費、通信運搬費、外部委託費、機械器具借上料、原材料費、その他経費
申請期限	令和7年1月31日 ※予算が無くなり次第、募集を終了します。

地場企業の域外への販路拡大支援

～ 地域商社による販路拡大の取り組み支援 ～

地域商社事業

問合せ先：③

(1) 地域商社の活動について

地域商社は、単独ではマーケティングや販路開拓に取り組むことが難しい事業者に代わり、販路を新たに開拓し、収益を引き出す役割や、事業者に対する商品開発支援及びマーケティングなどのコンサルティング機能を担います。

【活動内容】

- ・ 広く市内事業者の優れた商品を掘り起こす。
- ・ 域外のバイヤーやシェフとのネットワークを構築し、市内産品を売り込む。
- ・ 市場ニーズを把握する。
- ・ 市場ニーズに合わせた商品開発・改良について、事業者にアドバイスする。
- ・ 商品取引に係る決済の代行をする。
- ・ 催事、インターネット通信販売などによる販売代行を行う など

- 平成30年度から令和2年度にかけて、長崎市の地域商社育成支援事業を受けた「株式会社タナカヤ」と「株式会社ジョイフルサンアルファ」の2社が地域商社事業に取り組んでいます。



過疎・半島地域における支援

～ 過疎・半島地域での設備投資への優遇措置 ～

過疎・半島地域における国税の租税特別措置

問合せ先：②

個人又は法人が、生産等設備の取得などをした場合に、所得税・法人税について、5年間の割増償却が活用できます。

(1) 対象地域

【過疎地域】旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧三和町、旧外海町

【半島地域】旧野母崎町、旧三和町、旧外海町、旧琴海町

※重複する地域は、過疎地域としての優遇措置を活用することとなります。

(2) 対象業種 ※業種によって、取得価額要件が異なります。詳細は長崎市HPでご確認ください。

- ① 製造業
- ② 旅館業
- ③ 農林水産物等販売業
- ④ 情報サービス業等（インターネット付随サービス業、コールセンターなど）

(3) 割増償却の限度額

取得した減価償却資産	償却限度額
機械・装置	普通償却限度額の32%
建物・附属設備・構築物	普通償却限度額の48%

(4) 割増償却期間：5年間

※市税（固定資産税）や県税（事業税など）の軽減を受けられる場合があります。
※詳細は、長崎市HPでご確認ください。





長崎市商店街等繁盛店創出事業費補助金

新規

問合せ先：③



商店街等内にある既存店舗の集客力向上のための商品・サービス・販売方法の改善事業を支援します。

補助対象者	要件を全て満たす中小企業者(個人事業主を含む)
補助対象事業	__令和7年2月末日までに完了する事業であり、商店街等のにぎわい創出につながる事業であつて、次に掲げる事業。 ア 店舗の集客力を向上するための商品、サービス又は販売方法の改善事業 イ アの事業と併せて実施する店舗改装、店内レイアウトの変更、広告宣伝、DX活用等の事業 ※イのみの実施は対象外
補助率	2分の1
限度額	50万円
申請期限	令和6年12月末日(予算が無くなり次第受付終了)

※補助対象者の要件等、補助金に関する詳しい内容については、「長崎市商店街等繁盛店創出事業費補助金募集要項」をご確認ください。

～ 産学金官連携による地域密着型事業の立ち上げ支援 ～

地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）

問合せ先：②

総務省では、地域の資源と資金を活用して、雇用吸収力の大きい地域密着型の事業を全国各地で立ち上げる「ローカル10,000プロジェクト」を推進しています。

地域経済循環創造事業交付金は、「あと一步」で実現できるような地域活性化に資する事業について、当該事業の初期投資額に充当されるものです。具体的には、地域金融機関から融資を受けて事業化に取り組む民間事業者が、事業化段階で必要となる初期投資費用について、自治体が助成する経費に対し、総務省が交付金として交付するものです。

国の事業採択が前提となります。利用を検討している事業がありましたら、まずは産業雇用政策課にご相談ください。



～ 市と金融機関が共同で設備投資に係る無利子資金の貸付 ～

地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）

問合せ先：③

ふるさと融資とは、地方公共団体が民間金融機関等と共同して地域振興に資する民間事業活動等を支援し、もって活力と魅力ある地域づくりの推進に寄与するため、民間事業者等の設備投資に係る資金を無利子・長期で融資する制度です。貸付にあたっては、一般財団法人 地域総合整備財団において、事業の総合的な調査・検討が行われるほか、貸付実行から最終償還に至るまでの事務を同財団が行います。



- (1) 対象事業者 法人格を有する民間事業者
- (2) 貸付団体 地方公共団体（併せて、民間金融機関等からの借入れも必要）
- (3) 対象事業 地域振興につながるあらゆる分野の民間事業で、新たな雇用が見込まれること
- (4) 対象費用 設備取得等に係る費用（貸付対象費用（用地取得費を除く。）の総額が1,000万円以上）
- (5) 融資期間 5年以上20年以内
- (6) 貸付利子 無利子（ただし、民間金融機関等の連帯保証（保証料）が必要）

相談案件については、長崎市と一般財団法人地域総合整備財団の間で、事前相談・調整を行う必要があります。

利用を検討している事業がありましたら、まずは商業振興課にご相談ください。

※掲載している補助金の交付は市税・事業税、消費税等の滞納がないこと、暴力団、暴力団員、暴力団関係者に該当しないことが要件となります。

問合せ先

① 長崎市経済産業部産業雇用政策課

TEL：095-829-1313

FAX：095-829-1151

E-mail:sangyo@city.nagasaki.lg.jp

② 長崎市経済産業部新産業推進課

TEL：095-829-1273

FAX：095-829-1151

E-mail:shin_sangyo@city.nagasaki.lg.jp

③ 長崎市経済産業部商業振興課

TEL：095-829-1150

FAX：095-829-1151

E-mail:shogyo@city.nagasaki.lg.jp

〒850-8685

長崎市魚の町4番1号